

# 仕様書

## 1 件名

医療介護保健に係る政策検討及び東胆振地域医療介護等広域連携ネットワーク構築支援業務

## 2 業務背景・目的

地域の健康と安心を維持するため、高齢化の進行等に伴い増加が見込まれる医療・介護ニーズに対応し、限られた医療・介護資源の中で切れ目のない支援体制を確保することが重要である。加えて、退院から在宅療養への移行や多職種協働を円滑に進め、医療・介護従事者の業務負担軽減を図るために、関係機関間の情報共有やデータ利活用を可能とする基盤整備(医療・介護 DX)を広域的な視点も踏まえて検討する必要がある。

北海道において新たな医療構想の検討が進められているが、住民に最も近い行政機関である本市においても、介護保険事業、健康づくり等の市町村事務と整合を図りつつ、地域包括ケアシステムの推進の観点から、地域の実情や各種データに基づき、医療・介護・保健等の課題を把握・整理し、関係機関との連携の在り方や本市として取り組むべき施策の方向性を検討し、関係者と連携して推進する必要がある。

本業務は、上記検討を行うための基礎資料の作成、現状分析・将来見通しの整理、課題の抽出及び施策案の整理・提案、関係者協議に係る支援等を通じて、北海道の新たな医療構想や医療計画に留意しながら、本市総合計画<sup>※1</sup>及び定住自立圏構想<sup>※2</sup>に掲げる取組の推進に資することを目的とする。

※1 本市総合計画（基本構想）で掲げる取組は、「住み慣れた地域で適切な医療が受けられるよう、地域医療構想に基づいた医療人材等の育成・確保や、医療・介護・福祉が有機的に融合したインフラの整備、在宅医療の推進に努めます。」

※2 定住自立圏構想で掲げる取組は、「圏域住民の安全・安心な生活を確保するため、広域医療体制の充実と救急医療体制の強化に向けた取組を推進する。」

## 3 契約予定期間

契約締結日から令和9年3月31日（令和8年度）

契約締結日から令和10年3月31日（令和9年度）予定

契約締結日から令和11年3月31日（令和10年度）予定

※令和8年度の履行内容が良好と認められること、令和9年度及び令和10年度の本市予算が成立（本市予算が議会で議決）されることを条件として、令和9年度及び令和10年度の契約を認めることができるものとする。

#### 4 提案上限金額

14,563千円（令和8年度）

21,272千円（令和9年度）予定

21,272千円（令和10年度）予定

上記金額は、消費税10%相当額を含むものとする。

#### 5 業務内容等

業務内容は下記のとおりとする。業務全般の推進にあたっては、厚生労働省が推進する「新たな地域医療構想」や「医療DX」等の動向を適宜確認し、本業務での検討や医療介護保健政策に係る構想等に反映させること。なお、業務内容については、様々な状況に応じて実施内容やスケジュールが変わることも見込まれることから、現時点で想定する業務内容とし、変更する場合は、受託者と協議の上、決定することとする。

##### （1）令和8年度業務

###### ア 医療介護保健に係る政策検討

###### （ア）委託者が提供する基礎データ及び資料の整理

北海道の医療・介護等の関連計画や本市の関連する計画、市民の疾病動向及び受療動向など、構想素案策定に必要なデータ・資料の整理と一覧化の実施

###### （イ）現状分析と課題の抽出及び改善策の検討

- ・（ア）の資料等をもとに、構想素案策定に向けた課題の抽出及び改善策の方向性を検討・提言
- ・市民の疾病状況及び受療行動並びに医療ニーズ（将来推計含む）と、東胆振医療圏域における医療機能及び在宅医療のニーズ（将来推計含む）、それぞれの課題の抽出及び改善策の方向性を検討・提言
- ・医療介護保健施策の充実に関する課題の抽出及び改善策の方向性を検討・提言
- ・本市の健康管理に関する課題の抽出及び改善策の方向性を検討・提言
- ・文献調査等による他自治体の先進事例調査
- ・その他本業務に必要な事項の実施

###### （ウ）構想素案等の検討、作成及び修正

（ア）及び（イ）を踏まえ、地域医療・介護連携プラットフォーム会議等（以下「会議等」という）や関係者の意見等をもとに、本市における医療介護保健全般にわたる構想骨子及び構想の作成に必要な表、グラフなどを作成し、委託者との協議を踏まえた骨子案、素案の検討、作成及び修正、概要版の作成

(イ) 構想素案の策定に係る会議等の運営支援

構想素案策定に向けた外部ステークホルダーを含めた会議等の運営及び調整。なお、会議用資料は、委託者と協議しながら作成し、原則開催 2 週間前までに委託者に提出。また、会議録を作成し、開催後 1 週間以内に委託者に提出

(オ) 委託者との調整

業務の進捗について、毎月最低 1 回以上、委託者との会議を実施

イ 東胆振地域医療介護等広域連携ネットワーク構築支援

(ア) 広域医療・介護等情報連携ネットワークの構築の伴走支援

広域医療・介護等情報連携ネットワークの構築に向けた令和 7 年度実施のデジタル実装伴走支援事業（国支援事業）や地域医療情報連携ネットワーク導入コーディネイト業務での取組（以下、「令和 7 年度取組」という）を踏まえ、効果的、効率的なネットワーク構築について中期的なアクションプラン及びロードマップの作成及びネットワーク構築の支援

(イ) ネットワーク構築に係る会議の運営支援

東胆振地域の自治体 1 市 4 町や医療機関等の関係機関との打合せを実施し、その会議に関する資料等の作成。当日の会議のファシリテーションの実施

(ウ) 広域医療・介護等情報連携ネットワークの構築に係る関連法令等の整理

広域医療・介護等情報連携ネットワークの構築に必要な資料等の整理と一覧化

(エ) 各医療機関及び介護事業者等の情報整理

令和 7 年度取組を踏まえ、アンケートや必要に応じたヒアリング等をもとに、医療・介護連携を円滑に実施するための方策を検討

(2) 令和 9 年度業務（予定）

ア 医療介護保健に係る政策検討

令和 8 年度に整理する構想策定に必要なデータ・資料の更新及び一覧の更新を行い、市民の疾病状況及び受療行動並びに医療ニーズ（将来推計含む）と、東胆振医療圏域における医療機能及び在宅医療のニーズ（将来推計含む）の現状分析と課題の抽出及び改善策の検討し、構想等の作成及び修正

イ 東胆振地域医療介護等広域連携ネットワーク構築支援

令和 8 年度作成の中期的なアクションプラン及びロードマップ、令和 8 年度実施のアンケート等（以下「令和 8 年度取組」という）の結果に基づき、ネットワーク構築の支援、必要に応じて令和 8 年度取組の更新

構築の支援は、東胆振地域の自治体 1 市 4 町や医療機関等の関係機関との打合せ

や、ネットワークの構築に係る関連法令等に対する対応など委託者作業の支援、令和8年度実施のアンケート等について、追加調査など必要に応じアンケート及びヒアリング等を実施

### (3) 令和10年度業務（予定）

#### ア 医療介護保健に係る政策検討

令和9年度に整理する構想策定に必要なデータ・資料の更新及び一覧の更新を行い、市民の疾病状況及び受療行動並びに医療ニーズ（将来推計含む）と、東胆振医療圏域における医療機能及び在宅医療のニーズ（将来推計含む）の現状分析と課題の抽出及び改善策の検討し、構想実現のための基本方針及びロードマップ等の作成及び修正

#### イ 東胆振地域医療介護等広域連携ネットワーク構築支援

令和8年度取組に基づきネットワーク構築の支援、必要に応じて令和8年度取組の更新。令和9年度に更新している場合は更新した内容を踏まえ実施及び更新

構築の支援は、東胆振地域の自治体1市4町や医療機関等の関係機関との打合せや、ネットワークの構築に係る関連法令等に対する対応など委託者作業の支援、令和8年度及び令和9年度実施のアンケート等について、追加調査など必要に応じアンケート及びヒアリング等を実施

## 6 業務実施体制

- (1) 受託者は、業務監督者及び業務担当者を持って、秩序正しい業務を行うとともに当該業務を実施するため、適正な人員を配置すること
- (2) 本業務は医療介護保健に係る政策を検討する業務であり、受託者に着実な業務遂行能力を求める必要があることから、以下の実績等を有する者を配置すること
  - ・他自治体等において医療DX推進の実績を有する者
  - ・他自治体等においてその他DXやBPRに関する実績を有する者
  - ・医療や介護の専門知識を有する者

## 7 業務スケジュール

契約締結から2週間以内に業務実施計画を作成すること

業務実施計画に基づき、基礎データ及び資料の整理などの本業務内容について企画調整等を含め実施し、随時の報告を行い、令和9年3月までに最終報告を実施すること

令和9年3月31日までに最終成果物を納入すること

※令和9年度以降のスケジュールについては、3 契約予定期間の条件を満たす場合、

現時点で想定する業務内容をもとに実施すること

## 8 納入成果物

### (1) 調査結果報告書等

- (1) A4版両面印刷の電子データを記録した CD-R 又は DVD-R 1枚
- (2) 本業務により収集・作成した資料（電子データ含む）等 一式
- (3) 電子媒体の形式は Microsoft Office Word、Excel 又は PowerPoint、PDF のいずれかを使用するものとし、これら以外のアプリケーションを使用する場合は、事前に委託者の承諾を得るものとする

## 9 納入期限

必要となる資料の作成・提出については、その都度、委託者の指示を受けること。全ての成果物を契約期間の終了日までに納品すること

## 10 連絡調整等

- (1) 受託者は、作業の実施に当たっては、委託者と連絡を密に取り、十分に協議すること。また、疑義が生じた場合には、速やかに委託者の指示を受けること
- (2) 委託者から追加指示（仕様書記載事項以外の事項が発生の場合）がある場合には、書面（電子メール含む）により行う。なお、口頭で指示した場合は、当該指示内容を記載した書面を速やかに交付する
- (3) 受託者は、本仕様書に定めのない事項で本業務の遂行上必要な業務等がある場合には、委託者と協議の上、その指示（書面（電子メール含む））に従うこと
- (4) 前記(2)又は(3)の場合における追加の指示または業務等は、本仕様書の記載事項とみなす。この場合において、新たに経費が発生する場合は、委託者と受託者の間で協議の上、決定する

## 11 支払条件

契約代金の支払いは、業務完了後に一括払いとする

なお、上記以外の支払い方法については、委託者と協議すること

## 12 著作権等

- (1) 本業務の遂行により生じた著作権は、全て委託者に譲渡する。ただし、著作権法第27条および第28条に定める権利は、本譲渡の対象外とする
- (2) 第三者が権利を有している画像等を使用する場合には、事前に権利者から二次利用

を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと

- (3) 撮影する際の肖像権については事前に同意を得ること
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う
- (5) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら委託者の責めに帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において、一切の処理を行うものとする

### 13 業務上の留意事項

#### (1) 苦情対応等について

本業務実施にあたり、対象者が安全に事業に参加できるよう十分に配慮するとともに、本業務中のトラブルや苦情への対応は原則として受託者の責任で行うこと。また、処理経過等について、委託者に速やかに報告すること

#### (2) 損害賠償と事故報告

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負う。なお、事故等が発生した場合は、処理経過等について、委託者に速やかに報告すること

#### (3) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて委託者に報告し、承諾を得たときは、この限りではない

#### (4) 守秘義務及び個人情報の取扱い

ア 受託者は、本業務（再委託する場合を含む。）を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理を確保するために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様の措置を講じなければならない

イ 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない

#### (5) 関係法令の遵守

業務の実施にあたって、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法等その他関連法令を遵守すること

(6) 成果等の帰属について

業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については本市に帰属するものとし、本市の承諾を得ないで他に使用し、あるいは公表してはならない

(7) 委託料の返還等

ア 受託者が委託料を本業務以外の用途に使用した場合又は虚偽その他不正な手段等により業務を受託した場合には、委託料の全部又は一部を返還させる

イ 委託者は、受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき、完了する見込みがないと委託者が認めるとき、又は業務内容が達成できないときは、委託契約の一部若しくは全部を解除し、委託料を支払わないことができる。また、既に委託料を支払っている場合は、委託料の一部又は全部を返還させ、若しくは損害賠償等を求めることができる

(8) 本仕様書に定めのないことについては、双方協議の上、決定するものとする

14 問い合わせ先

苫小牧市健康こども部健康支援課

〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL: 0144-32-6407